

ペットに関する相談窓口一覧

相談窓口・連絡先	管轄市町村
大阪府動物愛護管理センター 羽曳野市尺度 53 番地の 4 電話 072-958-8212	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
箕面支所 箕面市船場西 1-11-35 電話 072-727-5223	池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
四條畷支所 四條畷市江瀬美町 1-16 電話 072-862-2170	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、(※寝屋川市)
泉佐野支所 泉佐野市上瓦屋 583-1 電話 072-464-9777	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

※寝屋川市の相談窓口は平成 31 年 4 月 1 日より寝屋川市保健所 (072-829-7771) です。
上記以外の市にお住まいの方は、お住まいの市の保健所等にお問い合わせ下さい。

終生飼養は飼い主の責務です。

動物がその命を終えるまできちんと飼うことは、
飼い主の動物に対する責任です。



☆災害時への備え☆

ペットが迷子になんでも家族の元へ帰れるように迷子札や
マイクロチップの装着を行いましょう。

大阪府動物愛護管理センター（アニマル ハーモニー大阪）

〒583-0862 羽曳野市尺度 53 番地の 4

 大阪府 電話:072-958-8212 FAX:072-956-1811

平成 31 年 2 月発行

 大阪府

犬の飼い主の皆様へ

愛犬とのより良い生活のために



ペットは大切な家族の一員です。
最後まで責任を持って飼いましょう。

決まりを守り、周囲への配慮を持って犬を飼育しましょう

飼い犬登録

鑑札を必ず犬につけて下さい

飼い犬の登録申請（生涯1回・犬の所在地を管轄する市町村へ）は飼い主の義務です。

犬の所在地・飼い主・飼い主の住所や氏名に**変更**があった時や、**犬が亡くなった**時には**届け出が必要**です。



狂犬病予防注射

注射済票を必ず犬につけて下さい

毎年1回の予防注射は飼い主の義務です。

（毎年4月1日から6月30日は狂犬病予防注射の時期と定められていますが、集合注射の日程が合わない場合等は動物病院で予防注射を受ける事ができますので、動物病院にご相談ください）

登録・注射していない場合 20万円以下の罰金が課せられる場合があります。

飼い主の守るべき決まりごと

●咬傷届出書の提出

万が一、**愛犬が人を咬んでしまった時**は、犬の飼い主は、直ちにその旨を、**大阪府に届け出なければなりません**。

届出先は、裏面の相談窓口一覧をご覧ください。



●放し飼いは禁止されています

交通事故の可能性や人を咬んでしまうこともあります。

外出時は必ずリードを着けましょう。



●犬がいなくなったら、必ず自ら探す

すぐに最寄りの大坂府動物愛護管理センター・支所や警察署に届け出て、必ず探してください。

●10頭以上飼うなら多頭飼育の届出

犬と猫をあわせて10頭以上飼われている方は、大坂府へ届け出してください。

周囲への迷惑の防止

●吠え癖がつくと周囲の人の迷惑になります

吠える理由を見極めて原因から対処することが大切です。

★飼い主がいなくなるとさびしくて吠える場合は、留守番に慣れさせるようにしつけましょう。

★おねだりのために吠える場合は、犬の相手をせず、「吠えてもムダ」と学習させましょう。

★通行人や車に吠える場合は、家の中、人や車が見えない場所など、飼育場所を犬が落ち着ける場所に移しましょう。

★運動不足や病気などのストレスが原因で吠える場合は、散歩時間・回数を増やす等、犬の健康管理に気を配りましょう。

しつけの本を読んだり、訓練士や動物病院などに相談して対処しましょう。

●ウンチの放置はしない

野外でうんちをしたら、袋などに入れて持ち帰り、おしっこは水で流しましょう。



●繁殖をコントロールする

生まれてきた子犬を不幸にしないために、無計画な繁殖はやめましょう。

犬を飼っている事がわかるよう表示

犬の飼い主は、住居の出入り口等人の見やすい所に、犬を飼育していることを表示しなければなりません。

右のように、文字、イラスト、写真またはこれらの組み合わせで表示してください。



毎年の更新は不要ですが、見えにくくなった場合は、新しいものと取替えてください。

